

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 34 号

新潟市美術館条例の一部を改正する条例

新潟市美術館条例（昭和 60 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「別表第 3」を「別表第 3 まで」に改める。

別表第 1 常設展示観覧の項を次のように改める。

常設展示観覧	一般	260	200	200
	大学生・高校生	190	140	140
	中学生・小学生	130	90	90

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 6 条関係）

施設等使用料表

区分	施設等使用料の額（円）			
	1 日	午前	午後	追加
	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで	午前 9 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	1 時間につき
展示室 1	33,800	13,000	20,800	5,200
展示室 2	27,040	10,400	16,640	4,160

展示室3	28,140	10,820	17,320	4,330
市民ギャラリー	8,970	3,450	5,520	1,380
実習室	10,140	3,900	6,240	1,560
講堂	12,350	4,750	7,600	1,900
設備	実費を勘案して別に市長が定める額			

備考

- 1 午前及び午後の区分に定める利用時間を継続して利用する場合の使用料の額は、1日の区分に定める使用料の額とする。
- 2 利用時間が表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 午前及び午後の区分に定める利用時間以外の時間に利用する場合（備考1に規定する場合を除く。）における使用料の額は、1時間につき、追加の区分に定める使用料の額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 4 施設等の利用の許可を受けた期間の内に、休館日がある場合は、当該休館日に係る施設等使用料は徴収しない。ただし、美術資料の搬入又は搬出のため施設等を利用する場合は、上表及び備考1から備考3までの規定により施設等使用料を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。